

放射性物質対策と環境規制との比較（主体別）

	国（独法）	自治体	事業者等
汚染状況の環境モニタリング	放射性物質対策 △ (設置法に基づき文部科学省や環境省等が実施)	△ (文部科学省からの委託等に基づき実施)	△ (原子炉等の施設内において実施)
	環境規制 (大気・水) △ (一部実施)	○ (大防法等に基づき常時監視を義務化)	—
一般環境における基準の設定、汚染状況の評価（基準設定）	放射性物質対策 ×	×	×
	環境規制 (大気・水・土壌) ○ (環境省が環境基準を設定)	—	—
発生源対策（施設（構造基準）／使用許可等）	放射性物質対策 ○ (業・施設設置許可、構造基準の設定、立入検査等)	—	○ (法令遵守)
	環境規制 (大気・水) ○ (排出基準の設定、緊急時の立入検査等)	○ (上乗せ規制、改善命令、立入検査等)	○ (法令遵守)
	環境規制 (廃棄物) ○ (構造基準、維持管理基準の設定、緊急時の立入検査等)	○ (業・施設設置許可、改善命令、立入検査等) ※一般廃棄物は市町村に処理責任	○ (法令遵守) ※産業廃棄物は事業者処理責任
汚染の修復・処理 (※発電等事業に伴い生じた放射性廃棄物を除く)	放射性物質対策 ×	×	×
	環境規制 (水・土壌) —	○ (地下水浄化措置命令、汚染土壌の対策の指示等)	○ (地下水浄化の実施、汚染土壌の対策の実施)
	環境規制 (廃棄物) —	○ (措置命令)	○ (対策の実施)